

## 介護予防短期入所療養介護サービス利用料金表

(介護老人保健施設 国府の里)

令和3年8月1日現在

〈入所基本利用料（1日あたり）〉 ※入所基本利用料については介護保険負担割合証の1割負担相当分の表示  
従来型個室利用の場合【基本型】

区 分	要支援1	要支援2
1日につき	577円	721円

多床室利用の場合【基本型】

区 分	要支援1	要支援2
1日につき	610円	768円

従来型個室利用の場合【在宅強化型】

区 分	要支援1	要支援2
1日につき	619円	762円

多床室利用の場合【在宅強化型】

区 分	要支援1	要支援2
1日につき	658円	817円

個室利用の場合【その他型】

区 分	要支援1	要支援2
1日につき	564円	706円

多床室利用の場合【その他型】

区 分	要支援1	要支援2
1日につき	598円	752円

〈各種加算（該当する場合に加算されます）〉

区 分	費 用	内 容
夜勤職員配置加算	24円 (1日につき)	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合している場合
個別リハビリテーション実施加算	240円 (1日につき)	医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が共同して個別リハビリテーション計画を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合

認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200 円 (1日につき)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した場合 (利用を開始した日から起算して7日を限度)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	34 円 (1日につき)	一定期間の在宅に退所された方の割合や平均在所日数等、別に厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
送迎加算	184 円 (片道につき)	入所者の心身の状態、家族等の事情から送迎を行うことが必要と認められる入所者に対して、その居宅から当施設までの間の送迎を行う場合
総合医学管理加算	275 円 (1日につき)	居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない利用者に対し、診療方針を定め、投薬、検査、注射処置を行い、その内容等を診療録に記載し、又、かかりつけ医に必要な情報提供を行った場合 (7日を限度)
療養食加算	8 円 (1回につき)	医師の指示箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を要する糖尿病食・貧血食等を提供した場合(1日につき3回を限度)
認知症専門ケア 加算 (I)	3 円 (1日につき)	介護を必要とする認知症の入所者の割合が入所者の総数の50%以上で、その入所者に対し専門的な認知症ケアを行った場合
(II)	4 円 (1日につき)	(I)の要件に加え、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、認知症ケアの指導、研修計画の作成・実施をした場合
緊急時治療管理	518 円 (1日につき)	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を実施した場合(1月に1回、3日を限度)
サービス提供体制 強化加算 (I)	22 円 (1日につき)	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上の場合、又は、介護職員総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合
(II)	18 円 (1日につき)	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上の場合
(III) (いずれか一つ)	6 円 (1日につき)	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の場合、又は、介護職員総数のうち勤続7年以上の介護福祉士の占める割合が30%以上の場合、又は常勤職員が75%以上の場合
介護職員処遇改善 加算 (I)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を1月あたりで合算し、その合算額の1000分の39に相当する金額	
介護職員処遇改善 加算 (II)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を1月あたりで合算し、その合算額の1000分の29に相当する金額	
介護職員処遇改善 加算 (III)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を1月あたりで合算し、その合算額の1000分の16に相当する金額	
介護職員等特定処遇 改善加算 (I)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を1月あたりで合算し、その合算額の1000分の21に相当する金額	
介護職員等特定処遇 改善加算 (II)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を1月あたりで合算し、その合算額の1000分の17に相当する金額	
新型コロナウイルス感染症への対応	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本料金を0.1%を上乗せする。(令和3年9月末まで)	

〈食費及び居住費〉

区 分		料金(日額)	内 容
食 費		1,850 円	食材料費(オヤツ含)・調理費等 内訳(朝食560円・昼食690円・夕食600円)
居住費 (滞在費)	個 室	2,343 円	室料・光熱水費相当
	多床室	662 円	光熱水費相当

〈その他の費用〉

区 分	料金(日額)	備 考
日常生活品費	153 円	石鹸・シャンプー・ティッシュペーパー・お茶・おしぼり・バスタオル等、入所者の皆様が日々共通で使用するものの費用
教養娯楽費	102 円	レクリエーション等の材料費・教養関係費用等
クリーニング代	実 費	
テレビ賃貸料	122 円	(レンタル料 60 円・電気料金 62 円) 原則として施設のテレビをご覧ください。
電化製品持込料 (消費税含む)	62 円	1 点につき 1 日あたり (テレビは除く)
美 容 代	実 費	月 1 回実施
インフルエンザ予防接種料	実 費	
文 書 料 1 通当たり (消費税含む)	5,500 円	診断書 (保険・年金・生命保険等)
	3,300 円	情報提供書 (紹介状)
	3,300 円	補装具・車椅子交付・修理意見書
	550 円	文書等 (写し)・領収書 (写し)

\*オムツは基本料金に含まれています。オムツ等の補充については必要ありません。

〈キャンセル料〉

①サービスの利用開始前のキャンセル

連絡の時期	キャンセル料	備 考
サービス利用開始日の前々日まで	いたしません。	
サービス利用開始日の前日まで	当月提供予定分の基本料金の 1 割負担相当分の 50%の額×1 日分	容体急変の場合等は、いたしません。
サービス利用開始日の当日	当月提供予定分の基本料金の 1 割負担相当分の額×1 日分及び食費×1 日分	

②サービスの利用開始日以降のキャンセル

キャンセル料	備 考
基本料金の 1 割負担相当分の 50%の額 ×利用予定残日数	容体急変の場合等はいたしません。